

幼児教育の無償化について

1 実施目的

- ・子育てや教育に係る費用負担の軽減を図ることで少子化対策とする。
- ・幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもに質の高い幼児教育の機会を保障する。

2 無償化の概要

(1) 開始

令和元年 10 月

(2) 対象年齢（次のいずれかに該当する子どもで市町村の認定を受けたもの）

- ・ 3 歳から 5 歳まで（小学校就学前まで）の子ども
- ・ 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもで、保育の必要性がある子ども

(3) 対象施設等

①保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育等

- ・ ・ ・ 利用料を無償化（旧制度の幼稚園は月額 25,700 円までを無償化）

②認証・認可外保育施設、預かり保育、病児保育、ファミリーサポート等

- ・ ・ ・ 月額 37,000 円（0～2 歳児は 42,000 円）までの利用料を無償化

③幼稚園の預かり保育

- ・ ・ ・ 月額 11,300 円までを無償化

3 現状の保育園保育料の負担状況

- (1) 生活保護、住民税非課税、区民税均等割のみ世帯は、多子に関わらず全員無償。
- (2) 多子については、国は未就学児の範囲内で第 1 子、第 2 子以降を決めるが、品川区は独自の軽減策として、小学 3 年生の兄弟まで範囲を拡大して、第 1 子、第 2 子以降の判定をし、第 2 子は半額、第 3 子は無償としている。
- (3) 低所得世帯または一定の所得以下のひとり親世帯等については、小学 3 年生までの上限をさらに撤廃し、負担の軽減を図っている。

4 今後検討が必要な事項

(1) 給食食材費の負担

品川区では、現在、公費等で負担しているが、国は保護者負担を基本としている。

(2) 旧制度幼稚園への給付（品川区内の私立幼稚園は全て旧制度）

利用料は、園に直接給付するか、保護者に償還払いとするかは区の判断となる。

(3) 無償化の対象とする認可外保育施設

都に届出を行い、国の基準を満たすことが必要だが、国は 5 年間の猶予期間を設定している。